

学校における感染症についてのお願い

阪神家政高等専修学校

本校在校生が以下のような「学校感染症」（学校において予防すべき感染症）にかかった場合、集団への感染を避けるために一定期間は登校できなくなります。なお、この場合は「欠席」ではなく「出席停止」扱いになります。

【学校感染症】

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、 重症急性呼吸器症候群（SARS）、 急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、 鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ→発症した後5日間を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。 百日咳→特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで。 麻疹（はしか）→解熱後3日を経過するまで。 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）→耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。 風疹（三日はしか）→発疹が消失するまで。 水痘（みずぼうそう）→すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで。 咽頭結膜熱（プール熱）主要症状が消失した後2日を経過するまで。 結核→感染の恐れがなくなるまで。 髄膜炎菌性髄膜炎→感染の恐れがなくなるまで。	
第3種	コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結核炎（はやり目） 急性出血性結膜炎 その他の感染症	感染の恐れがなくなるまで。

※ 医師より学校感染症と診断されたときは、すみやかに学校へ連絡してください。治癒後、登校する日に学校感染症の「学校感染症に関する意見書」を持参し、提出してください。

※ 平成24年度からインフルエンザの出席停止期間が次のようになりました。

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

- ・発症した後5日とは・・・「発症」という現象が見られた翌日を第1日目とする。
- ・解熱した後2日とは・・・「解熱」という現象が見られた翌日を第1日目とする。